

デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向 (提言)

令和 6 年 6 月 12 日
優良品種の管理・活用の
あり方等に関する検討会

我が国の農業競争力の源泉は優良な品種をはじめとする知的財産であり、輸出拡大を図るためには、その戦略的な保護・活用を通じた農産物の付加価値向上と新たな知的財産の創出をさらに加速化していく必要がある。

他方、コロナ禍における社会経済のデジタル化の進展は、種苗の保護のあり方にも変化をもたらしている。ECを活用した種苗の取引、オンラインシステムを活用した種苗の増殖・流通の管理などの動きはかつてないほど拡大している。こうした変化は、より実効的な保護を可能とする一方で、オンライン取引において非農業者による種苗の取扱い機会が増大し、育成者権の侵害が疑われる種苗の販売が数多くみられるとともに、優良品種の種苗を容易に入手できる機会が拡大するなど、海外流出の新たなリスクとなることが強く懸念される。

こうした課題への対応に当たり、オンライン取引については、その中核を担うプラットフォーム事業者に対して一定程度法的義務が課されているものの、基本的にはプラットフォーム事業者は取引の「場」を提供する立場であることから、権利者自身が、管理の徹底と侵害に対する権利の行使により対応することが求められる。

この点、新品種、とりわけ果樹等の優良品種については、他の知的財産と異なり、

ア 生物であるため、1つの植物体から容易かつ無限に増殖が可能である。

イ 日本国内・地域の農業においては公的機関が開発した優良品種が占める割合が高く、①侵害リスクは、当該品種の開発者たる公的機関のみならず、当該品種の利用者たる農業者にとって脅威であるとともに、②一品種に対する侵害・流出は当該品目全体の需給・価格にも悪影響を及ぼすおそれがあるため、その保護は公共的・公益的な性格を有する。

ウ 世界には品種保護制度の未整備国が多数存在し、これらの国へ流出すれば権利行使が困難であるため、優良品種が海外流出しないように国内において食い止める必要性が高い。

したがって、権利者、ひいては農業者の利益の保護という観点から、登録品種については、特に対応を講ずる必要性が高い。

また、権利者が管理を徹底することは、農業者・地域ぐるみのブランド化にも繋がるといえる。

こうした問題意識の下、デジタル化の進展やオンライン化に対応した登録品種の種苗の保護・活用に向けた対応の在るべき方向を、以下のとおり提言する。

1 対応の基本方向

- (1) 種苗の増殖・販売・輸出は、育成者権が及ばない限り種苗法上は本来自由である。
他方、育成者権が及ぶ登録品種の無断増殖・販売・輸出に対しては、他の知的財産法と同様、権利者自身が、費用対効果も念頭に置きつつ、侵害を受けにくい管理の徹底と侵害に対する権利の行使により対応することが基本である。
- (2) しかし、デジタル化の進展に伴い、種苗の流通範囲・取引主体が拡大し、権利者による把握・管理が難しくなる中、特に、フリマサイト・オンライン取引などでは、取引の匿名性が高いこと、証拠保全に困難を伴うことなどから、権利行使が実質的に難しいケースが生じている。また、オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルも出現している。
- (3) このように、優良品種の種苗を、海外を含め誰もが容易に入手できる機会・環境の広がり、海外流出の新たなリスクとなる懸念もあり、権利者の利益だけでなく、広く農業者の利益に影響し、我が国・地域の農業の競争力への悪影響・回復困難な損失が生じる恐れがある。
- (4) このため、権利者自身による管理の徹底と権利行使の推進を基本に、オンライン取引の拡大に伴う侵害リスクの高まりに対応し得るよう、種苗に特有の事情も考慮し、権利者による管理や権利行使の実効性を高めるための支援の充実や環境・枠組みの整備を進め、費用対効果にも留意しつつ、総合的・複合的に、①侵害行為の未然防止に向けた対応、②侵害行為に対する実効的な対応を講ずるべきである。その際、デジタル技術を積極的に活用することも念頭に置くべきである。
- (5) こうした総合的・複合的な対応により、農産物のブランド化にも資するほか、侵害行為に対する牽制が働くようになるとともに、プラットフォーム事業者による侵害行為の防止に向けた取組が促進されることを期待する。

2 侵害行為の未然防止に向けた対応

登録品種の種苗の流出抑止の実効性を高めるためには、無断増殖・販売・輸出等の侵害行為の発生を未然に防ぐことが最も重要である。このため、侵害行為の未然防止に向け、①権利者による自衛力を高める管理の徹底、②権利者が自衛し易い環境の整備を進めるほか、③侵害に対する意識を高めるための広報を強化し、その実効性を高めるべきである。また、同時に、権利者による優良品種の種苗の管理の強化は、当該品種を利用する農業者・地域ぐるみのブランド化の取組にも資するものである。

(1) 権利者による侵害を受けにくい生産・流通管理の徹底と活用の取組の推進

侵害行為の未然防止のためには、権利者が登録品種の種苗の厳格な管理を行うことが重要である。他方、厳格な管理に当たっては、管理の負担・コストも生じることから、費用対効果にも留意する必要がある。

このため、優良・ブランド価値の高い品種など、厳格な管理の実益が高い品種について、次の対応を検討すべきである。

ア 権利者・苗木業者・農業者等の関係者による厳格な管理を行う対象品種の選定・合意形成

優良でブランド価値の高い品種の種苗については、権利者による厳格な管理が重要である。その際、特に公的機関が開発する果樹等の品種にあつては、苗木業者、農業生産者などの関係者に生じる負担・コストにも留意し、侵害・流出のリスク、侵害・流出による国内・地域農業への影響、農業振興とのバランス等を総合的に勘案し、関係者と費用対効果も含め認識を共有しつつ、新品種の生産性や市場性に応じて品種ごとに管理・活用戦略を策定すべきである。

イ 権利者による農業者に限定した苗木販売と余剰苗木の処分の徹底等の厳格な管理

現在、一部の地方自治体において、海外・産地外への品種流出防止や優良品種を活用した産地ブランド化を推進するため、

- ・苗木生産者との許諾契約において、苗木販売先を果樹生産者に限定するとともに、苗木を予約販売として余剰苗木の発生を抑制し、余剰苗木が発生した際にはその処分を義務付ける
- ・果樹生産者に対し、剪定枝の処分や第三者への穂木・苗木の譲渡禁止等への同意を条件とした事前登録制とするとともに、収穫物の出荷基準を定め、一定の品質基準を満たす果実にのみ商標を使用した販売を認める

といった取組が行われている。

戦略的に管理すべき優良・ブランド品種については、こうした取組も参考に、権利者が国内・産地内の苗木生産者・果樹生産者のみが苗木を取り扱うような許諾管理を行うことが望ましい。

ウ 権利者による優良品種の苗木のリース方式による管理

さらに、苗木生産者・果樹生産者のみが苗木を取り扱う厳格な管理の方法として、諸外国では、苗木の譲渡ではなく、苗木の所有権を権利者に残したままで生産者に貸与するリース方式が一般的になりつつある。

リース方式の下では、権利者は、苗木利用者に苗木の譲渡禁止等の義務を課することができるほか、第三者の無断利用に対して差止めを請求できるなど侵害リスクを最小化する厳格な管理がしやすくなる。さらに、苗木のリース先を限定し、リース条件として栽培・出荷の時期・量・品質の管理等を行うことで高品質・高価格なブランドの構築・維持を図ることも可能となる。権利者によるこうした管理の選択肢の幅が広がることや地域ぐるみのブランド製品の生産・供給の取組が拡大し農業者の所得向上に繋がることは望ましいことから、我が国においても、果樹生産者に対する苗木のリース方式について、その管理のあり方や導入にあたっての法的課題を整理し、現場にその導入を提案することを検討すべきである。

エ 権利者による品種登録前における種苗の管理

登録品種に対する侵害の防止に向けた厳格な管理は、品種登録前の段階から行う必要がある。特に、品種登録前は、一般に、その品種の生産性・商業性などの

評価、費用対効果の見極め前の段階である一方、この段階で流出すると育成者権侵害を理由とする差止請求が出来ないという問題がある。

このため、権利者は、全ての種苗について、その試作段階から、試験栽培の委託先と秘密管理契約を締結するなど厳格な管理を行うべきである。

さらに、万が一無断増殖・譲渡・輸出等が行われた場合であっても差止請求ができる措置のあり方を整理し、その導入を検討すべきである。

このように品種登録前の種苗の流出を防止しつつ、当該品種の生産性、市場性などの評価や普及に向けた一般栽培が早期に開始できる環境が整備されることは、育成者権者の権利保護の観点からだけでなく、早期のブランド確立、産地振興の観点からも重要である。

オ 育成者権の存続期間の延長

さらに、産地振興の観点からは、優良品種の管理・保護を図りながら産地化に要した投資を回収し、新品種の開発に再投資するサイクルを確立することが重要である。新品種の開発には交配・選抜に多くの期間を要する上、産地化には技術の確立やプロモーション等に多くの投資・期間を要する。しかし、普及・ブランド化が進み、投資回収局面に入った時には品種登録から相当の期間が経過しており、現状の存続期間では投資の回収が困難であるとの指摘もある。

こうした状況に対応し、優良品種の保護・管理の強化を図るとともに、産地におけるブランド化の取組にも資するため、現行法では木本の植物で30年、その他の植物で25年となっている育成者権存続期間の延長について検討すべきである。

(2) 権利者の管理の徹底を後押しする枠組みの整備

権利者による侵害を受けにくい厳格な管理の実効性を高めるため、その取組を後押しする次のようなデジタルシステム・環境も整備すべきである。

ア 権利者が苗木を個体管理し易いデジタルシステムの開発・普及の推進

権利者による厳格な管理の実効性の確保とこれに伴う関係者の事務負担の軽減を図るため、苗木の流通先や流通量、生産者の栽培状況等をウェブ上で管理できるシステムの開発を推進すべきである。さらに、悪意の者による流出防止に向け、将来的には、苗木の生産や取引を個体毎に管理することにより苗木1本1本の流通ルートや栽培状況をトレースし把握・管理できる仕組みを構築することが望ましい。

イ 許諾の受け皿となる優良苗木業者の育成と見える化の枠組みの整備

優良品種の厳格な管理に当たっては、苗木の増殖・販売を行う苗木業者が重要な役割を果たす。知財意識・管理能力の高い優良な苗木業者は、権利者が設定した許諾条件に基づいて、苗木の流通・販売を厳格に管理しているほか、販売先の住所・氏名、本人確認やそれらを記録した帳簿の保管を行うなど、流出防止の取

組も行っている。優良品種の種苗の流出を防ぐには、このような苗木業者に苗木の増殖・販売を許諾していくことが重要である。このため、優良な苗木の生産者・販売者の育成を推進するとともに、権利者がそうした優良な苗木業者を見分けた上で優良品種の苗木の増殖・販売を許諾していけるよう見える化し、優良品種の取扱いが優良な苗木業者が担うよう推進すべきである。

ウ 苗木を取り扱う者に対する知財教育の推進

登録品種に対する侵害の防止には、種苗の生産・流通に関わる者の知財管理能力の向上が不可欠であることから、苗木の生産者・販売者だけでなく、育成者権者、利用者たる農業者の知財意識・管理能力の底上げに向けた知財教育を推進すべきである。さらに、登録品種の無断増殖・販売・輸出の抑止に向け、一般向けに制度の周知を更に進めるべきである。

(3) 刑事罰の適用事案を含む育成者権侵害に関する広報の強化

侵害行為の未然防止に当たっては、登録品種の無断増殖・販売・輸出が侵害行為に該当し、差止請求・損害賠償請求だけでなく、刑事罰（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科。法人に対して3億円以下の罰金）の対象となり得ることについての周知を図ることが非常に重要である。このため、警察との緊密な連携を図るとともに、とりわけ、刑事罰の適用事案を含め、刑事事件化された事案の広報・情報発信については、抑止効果が高いと考えられることから、特に強化すべきである。

3 侵害行為に対する実効的な対応

育成者権の侵害を受けにくい厳格な管理の徹底と併せ、権利者は、本来、侵害行為がないかどうかの監視を行い、侵害行為を発見した場合には権利行使により対応することになる。さらに、悪質な事案に対しては相応の社会的な制裁も必要である。

これらの実効性を高めることが、権利者の救済だけでなく、種苗を利用する農業者の保護になるとともに、抑止力にもつながると考えられる。

(1) 侵害行為の実効的な監視と侵害対応の推進

権利者による侵害行為への監視と侵害対応の実効性を高めるため、当該種苗を利用する農業者への影響にかんがみ、権利者に対するサポートの充実を検討すべきである。この点、現在も種苗管理センターにおいて、侵害対応の相談、侵害状況の記録、証拠品の保管、侵害立証のための比較栽培等が行われているほか、権利者に代わって国内外における育成者権の保護・活用を行う組織として、今後、法人化が予定されている育成者権管理機関においては、監視・侵害対応を担うことも想定されている。こうしたサポートの推進と併せて、オンライン上の監視や、侵害疑義事案を発見した際の証拠保全や警告、侵害訴訟に対するサポートを充実させることが望ましい。

(2) 侵害行為に対し権利行使し易い環境の整備

育成者権の侵害行為に対しては、権利者による民事的対応が基本である。

しかし、育成者権の侵害に対する権利行使については、一般的に費用対効果が高くない中、特にオンライン上の侵害行為への対応には特有の課題も存在し、必ずしも奏功しない現状にある。こうした課題に対し、例えば、次のような対応を検討すべきである。

ア 取引をトレースできる枠組みの整備

オンライン取引では、匿名の取引が多数行われている。このため、品種名を伏せた取引の抑止も難しい中、侵害行為の蓋然性が高いとみられる取引であっても、侵害行為・侵害者の特定は非常に難しく、権利行使が困難なケースが多く存在している。他方、種苗法では、登録品種である旨、海外持出し制限や栽培地域制限がある品種である旨の表示など、種苗の購入者が、当該種苗が登録品種であることを識別し意図しない無断増殖・販売・輸出を抑止するためのスキームが存在しているものの、品種名を伏せた取引の抑止が難しい中では、こうしたスキームも十分に機能しない。

こうした状況に対処し、オンライン上の登録品種の取引についても、販売に当たり、品種名の表示が担保されるとともに、流通過程において侵害行為やその疑義があった場合にこれらの確認ができるよう、登録品種販売時における販売者情報の明示や届出の義務付けを検討すべきである。さらに、購入者への更なる情報提供の観点から、登録品種については、現行の「登録品種である旨」や「海外持出し禁止」等の表示に加え「無断増殖・販売禁止」等の表示も義務付けるべきである。

また、併せて、種苗の流通の適正化を確保するための指定種苗制度についても、オンライン化等に対応した必要な見直しを行うべきである。

これらを通じ、権利者は、権利行使がし易くなるだけでなく、侵害品のオンライン取引の抑止、プラットフォーム事業者による違法出品への対応促進につながり、侵害品の取引への牽制につながることが期待される。

イ 侵害立証の容易化

育成者権侵害に係る訴訟では、侵害の立証が大きな課題となる。

この点、諸外国ではDNA 品種識別技術が侵害立証の主要ツールとして用いられており、我が国においても当該技術を侵害立証に用いた裁判例が存在する。DNA 品種識別技術を侵害立証の場面においてより活用し易くするため、DNA による品種識別結果の信頼性を更に高める取組のほか、出願時における植物体やDNA の保存、DNA による品種識別技術により判別が可能な品目・品種の拡充、識別可能な部位の拡大など、DNA による品種識別結果を活用し易い環境整備を推進すべきである。

また、オンライン上の取引は売買のスピードが速いため、侵害疑義種苗を発見した際には売切れとなり現物が入手できず証拠保全に困難を伴うなど、権利

行使が事実上困難な状況にある。こうした事情に鑑み、例えば、登録品種の名称で販売されているものは実際に当該品種であることが推定されるとして、侵害の立証責任を被疑侵害者側に転換する方法も考えられる。

ウ 損害賠償額の算定方法の見直し

公的機関の開発品種については、農業振興を目的に公費を投じて育成されるため、農業者による利用を前提に、通常、その経済的価値に比して低廉な許諾料が設定されている。この場合、育成者権侵害があったとしても、その損害額は低廉な許諾料を基準に算定されるケースが通常であるため、費用対効果の面で民事的な対応が事実上困難な実態にある。

他方、そもそも、公的機関の開発品種の許諾料が低廉な水準に留まるのは、広く農業利用に供することを目的とするものであることにかんがみれば、少なくとも、非農業利用向けの許諾料まで低廉な水準としておく必要性は乏しいと言える。

このため、例えば、農業者向けの低廉な許諾料とは別に、権利者は、侵害者を含む非農業者等向けの許諾料として苗木の本来の経済的価値を考慮した許諾料を設定・公表し、徴収していくべきである。

また、損害賠償の算定方法については、他人の権利を無断で利用した者がそれによって利益を取得した場合に、権利者はその利益の償還（利益の剥奪）を求める権利を有するとの考え方もある。

公的機関開発品種における特殊な状況も含め種苗特有の事情を考慮した損害額の算定方法も考えられる。

（３）輸出目的での保管に対する刑事罰の適用

令和２年の種苗法改正により、海外持出し制限の届出をした登録品種については、譲渡によって一旦権利が消尽した種苗であっても、輸出に対して育成者権が及ぶこととなった。しかし、輸出の既遂（貨物積載等）後に取締りを行うことは容易ではない。オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど海外流出リスクが高まる中、種苗の無断輸出抑止の実効性を高めるためにも、輸出目的で種苗を保管している段階で権利行使、刑事罰の適用が可能となるよう検討すべきである。

４ 対応の具体化に向けて

デジタル化の進展に対応した優良品種の保護強化に向けた上述の対応については、運用の見直しで対応可能なものから法律の見直しを要するものまで多岐にわたると見込まれる。今後、対応の具体化に向けて更に検討を深め、対応可能なものから順次速やかに着手していくべきである。

○ 検討経過

第1回（令和6年3月 6日） 優良品種の管理・活用をめぐる現状と課題

- ・現状と課題
- ・育成者権者からのヒアリング①
- ・苗木業者からのヒアリング①

第2回（令和6年3月25日） 品種の利用許諾管理及び育成者権侵害対応とその課題

- ・育成者権者からのヒアリング②
- ・苗木業者からのヒアリング②
- ・果樹産地J Aからのヒアリング
- ・育成者権侵害対応実務者からのヒアリング

第3回（令和6年4月15日） 論点整理①

第4回（令和6年5月13日） 論点整理②

第5回（令和6年5月29日） とりまとめに向けた議論

第6回（令和6年6月12日） とりまとめ（提言案）

○ 検討会委員

※五十音順、敬称略

伊原 友己	三木・伊原法律特許事務所 弁護士・弁理士
愛知 靖之	京都大学大学院 法学研究科 教授
桑名 芳彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構知的財産部 部長
駒村 研三	一般社団法人日本果樹種苗協会 会長
佐藤 義彦	日本園芸農業協同組合連合会 業務部 技術主管
白石 栄	全国農業協同組合連合会 園芸部 園芸振興課 専任課長
杉山 隆之	全国農業協同組合中央会 農政部 部長
田村 善之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
茶園 成樹	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授（座長）
福田 豊治	一般社団法人日本種苗協会 専務理事
山田 直弘	長野県農業試験場 知的財産管理部 部長